

さくら市農業委員会総会議事録（令和8年4月定例総会）

1. 開催日時 令和8年4月24日（金）午後1時30分から午後3時5分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（19人）

会長	20番	七久保 勉
会長職務代理者	8番	関 誠
委員	1番	古澤 一郎
	2番	手塚 栄一
	3番	小菅 和彦
	5番	田崎 次男
	6番	片岡 純雄
	7番	高木 るみ子
	9番	手塚 智枝子
	10番	神山 智子
	11番	小林 義和
	12番	石塚 良男
	13番	軽部 俊典
	14番	小堀 義明
	15番	小林 薫
	16番	小川 圭一
	17番	大谷 伸二
	18番	手塚 裕一
	19番	軽部 喜一

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 非農地証明願いについて

議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

議案第7号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第 8 号 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る協議について
議案第 9 号 所有者不明農地の公示について
議案第 10 号 耕作放棄地の非農地通知書交付について
議案第 11 号 さくら市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の推薦に
ついて
報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	村松	貞往
副主幹兼係長	小倉	真理
主査	高野	洋
主事	小竹	敦子

7. 会議

○事務局長(村松)

定刻になりました。

本日の出席委員は 19 名で、欠席はありませんので、定足数に達しており、総会は成立いたします。

では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長(七久保)

皆さんこんにちは、4 月末となりまして、トラクターの音や、水の量など心配しております。これから忙しい時期になりますので、熱中症や機械の事故などに気を付けて農作業にあたってください。

ただいまから、さくら市農業委員会 4 月定例総会を開催いたします。

○事務局長(村松)

それでは、さくら市農業委員会総会規則第 5 条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。

はじめに、第 1 調査会の委員長からお願いいたします。

○1 番 古澤一郎 委員

本日午前 10 時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第 3 号 2 件、第 4 号 1 件、第 8 号 3 件、計 6 件でございます。詳細につきましては

は後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第2調査会委員長の報告を求めます。

○11番 小林義和 委員

本日午前9時30より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第2号1件、第5号1件、第8号2件、計4件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第3調査会委員長の報告を求めます。

○17番 大谷伸二 委員

本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第1号1件、第2号1件、第3号1件、第5号1件、第8号2件、計6件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第4調査会委員長の報告を求めます。

○6番 片岡純雄 委員

本日午前9時30より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第3号1件、第5号3件、第8号1件、第10号1件、計6件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議事録署名委員の指名

○議長(七久保)

それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。

16番の「小川 圭一」委員、17番の「大谷 伸二」委員 を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 非農地証明願について

《議案1-1》

○議長(七久保)

議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。
番号1番について事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第1号番号1番について、朗読して説明。)

なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われまますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○19番 軽部 喜一委員

案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

〇〇さんは〇〇に居住しており、年に数回戻ってくる状態ですが、シルバー人材センターに委託し管理されております。申請地は庭の一部として一体化している状態であります。農地に復旧するのは困難ではないかと考えます。

19日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第1号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第1号 番号1番については、原案どおり承認されました。

議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出について

《議案2-1》

○議長(七久保)

議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。

番号1番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第2号番号1番について、朗読して説明。)

この土地について、売買の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。以上です。

○議長(七久保)

あっせん委員の選出ですので、第3調査会の委員長より推薦願います。

○17番 大谷 伸二 委員

あっせん委員としまして、5番 田崎 次男 委員、19番 軽部 喜一 委員を推薦します。

○議長(七久保)

それでは、議案第2号 番号1番のあっせん委員は、5番 田崎 次男 委員、19番 軽部 喜一を指名します。

《議案2-2》

○議長(七久保)

続きまして、番号2番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第2号番号2番について、朗読して説明。)

この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。以上です。

○議長(七久保)

あっせん委員の選出ですので、第2調査会の委員長より推薦願います。

○11番 小林 義和 委員

あっせん委員としまして、10番 神山 智子 委員、11番 小林 義和 委員を推薦します。

○議長(七久保)

それでは、議案第2号 番号2番のあっせん委員は、10番 神山 智子 委員、11番 小林 義和 委員を指名します。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

《議案3-1》

○議長(七久保)

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。
番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第3号 番号1番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○1番 古澤 一郎 委員

案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

〇〇さんは、娘婿の◇◇さんへ使用貸借による権利の設定を行う案件です。◇◇さんはサラリーマンをやめて同居し夫婦で農作業を手伝っている状況です。

18日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類及び現地確認しております。
問題ないと考えます。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号1番については、原案どおり承認されました。

《議案3-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第3号 番号2番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第3号 番号2番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○5番 田崎 次男 委員

案内図3-2をご覧ください。(申請の場所を説明。)

譲渡人〇〇さんは◇◇に住んでおられて、この度畑として売買するものであります。

18日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類及び現地確認しております。問題ないと考えます。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号2番については、原案どおり承認されました。

《議案3-3》

○議長(七久保)

続きまして、議案第3号 番号3番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第3号 番号3番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○6番 片岡 純雄 委員

案内図3-3をご覧ください。(申請の場所を説明。)

譲渡人〇〇さんから譲受人◇◇さんが、規模拡大のための所有権移転の案件です。

現在梅が植えてある状態で、規模拡大ということで何ら問題ないと思います。

18日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして現地確認してきましたが問題ないとの判断です。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号3番については、原案どおり承認されました。

《議案3-4》

○議長(七久保)

続きまして、番号4番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第3号 番号4番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○18番 手塚 裕一 委員

案内図3-4をご覧ください。(申請の場所を説明。)

以前、農地パトロールで確認した際には、車が止まっていたような様でありましたが、現在は〇〇さんがネギなどを作っている状況でありますので特に問題ないと思います。

21日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして現地確認しております。特に問題は無いと思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号4番については、原案どおり承認されました。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

《議案4-1》

○議長(七久保)

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。
番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第4号 番号1番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がり約0.01haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、かつ第1種の不許可の例外「住宅で、集落に接続して設置されるもの」に該当しますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○8番 関 誠 委員

案内図4-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

本申請地は、〇〇さんが集合住宅を拡張し駐車場を整備するものです。

転用行為の必要性ですが、当該集合住宅は平成*年*月に新築され、建築以来約**年間入居者に利用されていて現在**台分の駐車場を確保していますが、入居者1世帯当たりの自動車保有台数の増加により、既存の駐車台数では不足している状況にあります。

このため当該集合住宅敷地に隣接し、かつ同一所有者であることから、一体的な土地利用が可能であり、駐車場用地として最も合理的な場所であることから今回の申請に至りました。

土地利用計画は、砂利駐車場を整備し、駐車場**台を確保するものです。取水、排水はありません。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への影響ですが、周辺に農地はありませんので、影響はありません。

16日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類を確認し問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第4号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第4号 番号1番については、原案どおり承認されました。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

《議案5-1》

○議長(七久保)

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。
番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第5号番号1番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がりが約0.3haで、農業公共投資の対象となっていない土地の第2種農地であります。敷地の拡張であり、かつ「住宅で、集落に接続

して設置されるもの」に該当しますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○5番 田崎 次男 委員

案内図5-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

家族○人のうち◇人が車を持っており駐車場の確保が必要となり、転用売買で駐車場にするというのもで、自宅の前ということでここが選定されました。

(資金計画は記載省略)

周辺農地に農地はありませんので特に問題は無いかと考えます。

18日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号1番については、原案どおり承認されました。

《議案5-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第5号 番号2番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第5号番号2番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であ

り、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○2番 手塚 栄一 委員

案内図5-2をご覧ください。(申請の場所を説明。)

転用行為の必要性は、申請人は現在、さくら市内において*区画の建売分譲住宅敷地を保有しております。近年、建売住宅の需要が非常に高まっており保有している*区画の建売住宅も今年度中に完成する見込みであります。そのため、建売分譲住宅敷地の在庫を確保するために申請地において建売分譲住宅事業を行いたいとのこと。

土地の選定理由は、今般、建売分譲を建築するにあたり、需要を確保するという観点から以下のとおり選定条件と致しました。土地の区画形状が比較的整形であること、既存の集落に隣接していること、公共下水道・水道が整備されており利用可能なこと等として選定した結果、当該地が住宅地として最適の場所と判断されました。

土地利用計画、専用住宅*棟を建築します。水道は市営水道、汚水は公共下水道を利用し、雨水は敷地内を砂利敷きとして地下に浸透さるとのことであります。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への被害防除対策としては、土砂、雨水の流出を防ぐため、外周の境界線には擁壁等を設置します。周囲の状況は北畑、東道路、南道路、西水路となっておりますので周囲に被害にないように施工します。

14日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号2番については、原案どおり承認されました。

《議案5－3》

○議長(七久保)

続きまして、議案第5号 番号3番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第5号番号3番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がり約0.2haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○13番 軽部 俊典 委員

案内図5－3をご覧ください。(申請の場所を説明。)

転用の必要性は、昨今の地球温暖化に伴い、日本国内でも環境事業への取り組みは加速の一途をたどり、再生可能エネルギーによる発電は温室効果ガスの高い削減効果が期待できるため、今後も更なる事業拡大を行っていく予定とのことであります。

土地の選定理由ですが、栃木県は快晴日数が多く、冬季の日照時間も全国上位であるなど太陽光エネルギーに恵まれた地域であるということです。

土地利用計画は、太陽光パネルは***枚設置し、発電量は***kw. パワコン〇台 **kw となります。

(資金計画は記載省略)

15日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号3番については、原案どおり承認されました。

《議案5-4・5-5》

○議長(七久保)

続きまして、議案第5号 番号4番と5番については、近接農地でありますので、一括審議とさせていただきます。

では、議案第5号 番号4番・番号5番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第5号 番号4番について、朗読して説明。)

(議案第5号 番号5番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約1.9haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○13番 軽部 俊典 委員

案内図5-4をご覧ください。(申請の場所を説明。)

案内図5-5をご覧ください。(申請の場所を説明。)

〇〇さんから、合同会社◇◇が土地を購入し太陽光発電を展開するという案件でございます。

土地の選定理由ですけれども、申請地は電柱も直近にあり、定期メンテナンスの場合にも道路に隣接しているため、作業効率の向上がはかれるためとのことです。

土地利用計画は、太陽光発電パネル**枚、パワーコンディショナー〇台になります。

造成計画ですが、土盛りは無し。取水・排水はなし。雨水は自然浸透であります。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への被害防除対策です、取水はなし、雑排水はなし、雨水は自然浸透です。土盛りをしないので、周辺に土砂流出の恐れはありません。日照・通風の影響については、最高地上高**mほどの架台なので、日照・通風等の妨げにはなりません。

地図を見ていただきますと、周りも太陽光になっておりますので影響は無いのかなと思われまます。

5の5ですが、内容的には同じですが、数字的に違うところだけご案内させていただきます。太陽光発電パネル**枚、パワーコンディショナー〇台ということです。

15日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地確認しましたが

何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

○3番 小菅 和彦 委員

2件に分けた理由は何かあるのでしょうか。

○事務局(高野)

場所が違うというところもありますが、49.5Kwということで規模での選定もあるのか
もしれません。

○議長(七久保)

ほかにありますか、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号 番号4番・番号5番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号4番・番号5番については、原案どおり承認され
ました。

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号5番については、原案どおり承認されました。

議案第6号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

《議案6》

○議長(七久保)

次に、議案第6号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題に供します。

○13番 軽部 俊典 委員

議案第6号 につきましては、当時者であるため退席させていただきます。

○15番 小林 薫 委員

同じく、当時者であるため退席させていただきます。

○議長(七久保)

議案第6号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、当時者

である13番「軽部 俊典 委員」、15番「小林 薫 委員」の退席を許可します。

【13番 軽部 俊典 委員 退席】

【15番 小林 薫 委員 退席】

○議長(七久保)

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用集積等促進計画となります。

令和8年度 第1号 公告予定年月日は令和8年5月29日です。

計画の内容といたしましては、農用地利用促進計画(公社)は36件、再配分は3件です。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第6号について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第6号については、原案どおり承認されました。

13番「軽部 俊典 委員」、15番「小林 薫 委員」の着席を願います。

【13番 軽部 俊典 委員 着席】

【15番 小林 薫 委員 着席】

議案第7号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

《議案7》

○議長(七久保)

次に、議案第7号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題に供します。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第7号番号1番について、朗読して説明。)

(議案第7号番号2番について、朗読して説明。)

(議案第7号番号3番について、朗読して説明。)

(議案第7号番号4番について、朗読して説明。)

(議案第7号番号5番について、朗読して説明。)

(議案第7号番号6番について、朗読して説明。)

なお、この議案の承認後、農業委員会は、農用地利用集積等促進計画の内容が、地域計画の達成に資するかどうか、市農政課に意見照会し、その回答を栃木県農業振興公社へ提出することになっております。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号については、原案どおり承認されました。

議案第8号 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る協議について

《議案8-1-1》

○議長(七久保)

次に、議案第8号「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る協議について」を議題に供します。

議案第8号 番号1の1番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第8号 番号1の1番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、転用許可の可能性のあるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○18番 手塚 裕一 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

現在、草なども生えておらず管理されており特に問題は無いかと思われま

す。20日に推進委員と立会まして、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、周辺は住宅地で農地はあまりなく地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第8号 番号1の1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第8号 番号1の1番については、原案どおり承認されました。

《議案8-1-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第8号 番号1の2番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第8号 番号1の2番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集団的広がりが約0.3haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、転用許可の可能性があると判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○2番 手塚 栄一 委員

案内図をご覧ください。(申請の場所を説明。)

周りはほとんど住宅地になっております。

14日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第8号 番号1の2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第8号 番号1の2番については、原案どおり承認されました。

《議案8—1—3・8—1—4》

○議長(七久保)

続きまして、議案第8号 番号1の3番と番号1の4番については、近接農地でありますので、一括審議とさせていただきます。

では、議案第8号 番号1の3番・番号1の4番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第8号 番号1の3番について、朗読して説明。)

(議案第8号 番号1の4番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、転用許可の可能性のあるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○18番 手塚 裕一 委員

案内図をご覧ください。(申請の場所を説明。)

〇〇さんが◇◇さんから借り、材料を置きたいということで動いているものでありま

す。

21日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第8号 番号1の3番・番号1の4番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第8号 番号1の3番・番号1の4番については、原案どおり承認されました。

《議案8-1-5》

○議長(七久保)

続きまして、議案第8号 番号1の5番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第8号 番号1の5番について、朗読して説明。)

なお、対象地は、農地ではなく、現在、地域計画外となっておりますが、養鶏場敷地として利用しており、地域計画に農業用施設として位置づける変更となります。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○5番 田崎 次男 委員

案内図をご覧ください。(申請の場所を説明。)

10数年前に養鶏場は廃業しやっていたのですが、この度進入道路を整備し再びはじまるということでもあります。あともう一か所ありますが、農業用施設ということで編入ということでもあります。

18日に地元推進委員と中には入れなかったのが外から現地を確認し、本日の調査会

におきましても現地調査しましたが、地域計画への編入に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第8号 番号1の5番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第8号 番号1の5番については、原案どおり承認されました。

《議案8-1-6》

○議長(七久保)

続きまして、議案第8号 番号1の6番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第8号 番号1の6番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農振農用地と判断しますが、不許可の例外「農業用施設」であり、転用許可の可能性があると判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○10番 神山 智子 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

自宅の南側に倉庫を建てたいということでありましたが、そこには建てられないということで今回の申請に至ったということでもあります。

20日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第8号 番号1の6番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第8号 番号1の6番については、原案どおり承認されました。

《議案8-1-7》

○議長(七久保)

次に、議案第8号「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る協議について」を議題に供します。

議案第8号 番号1の7番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第8号 番号1の7番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「一体として同一の事業の目的に供する土地の面積に占める割合が3分の1を超えないもの」でありますので、転用許可の可能性のあるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○17番 大谷 伸二 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

先月でた調整池のとなりになります。沈砂池という事での申請であります。

20日に地元推進委員と現地確認を行いました。本日の調査会におきまして現地調査しましたが、地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第8号 番号1の7番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第8号 番号1の7番については、原案どおり承認されました。

《議案8-1-8》

○議長(七久保)

続きまして、議案第8号 番号1の8番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第8号 番号1の8番について、朗読して説明。)

なお、対象地は、農地ではなく、現在、地域計画外となっておりますが、養豚場敷地と利用しており、地域計画に農業用施設として位置づける変更となります。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○6番 片岡 純雄 委員

案内図をご覧ください。(申請の場所を説明。)

農業用施設の追加ということで特に問題ないかと思われま。

18日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査し、申請者とも話をしてきました。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第8号 番号1の8番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第8号 番号1の8番については、原案どおり承認されました。

《議案8—2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第8号 番号2番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

「2農業担う者の変更について」をご覧ください。この審議は、先程の「議案第6号農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を地域計画に反映させるもの等であり、農業担う者への新規追加者が5件となっております。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

○議長(七久保)

質問がないようですので、採決に入ります。

議案第8号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第8号 番号2番については、原案どおり承認されました。

議案第9号 所有者不明農地の公示について

《議案9》

○議長(七久保)

次に、議案第9号「所有者不明農地の公示について」を議題に供します。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

今回初めてとなりますので、最初に所有者不明農地制度について、ご説明いたします。所有者不明農地制度は、所有者不明農地の利活用を促進するため、農業委員会の探索・公

示手続きを経て、農地バンクの利用権設定ができる仕組みです。具体的には、農業委員会は、相続人が一人も判明していない農地を借りたい旨の申出があったときは、戸籍等で農地の所有者を探索します。探索によっても、所有者が不明の場合は、当該農地が所有者不明である旨の公示を2か月間行います。公示後、申し出がない場合は、農地バンク（栃木県農業振興公社）へ、その旨を通知します。その後、農地バンク、県で手続きを行い、農地バンクの利用権設定を行う、という流れです。

資料の「議案第9号 所有者不明農地の公示について」をご覧ください。

（議案第9号について、朗読して説明。）

農地法32条第3項の規定に基づき、公示を行ってよろしいか、お諮りするものでございます。今回承認が得られましたら、今後2か月間「所有者不明農地の公示」を行います。その結果、申し出るものがいなかった場合には、所有者不明農地として、農地バンク（栃木県農業振興公社）と耕作を希望している〇〇さんとで、利用権設定の手続きに入ることになります。説明は以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

○5番 田崎 次男 委員

補足になりますが、これについては、土地改良区の筆も1筆含まれており様々な手続きを行ってきたところであります。今回この様な手続きに入ることは土地改良区としても問題ないのではないかと思います。

○14番 小堀 義明 委員

対象となる農地はどの様なものか。雑種地などもなるのか。

○事務局(小倉)

農地台帳に載っている農地が対象となります。例えば、登記地目が雑種地であっても、現況農地で農地台帳に載っている土地は対象になります。

○14番 小堀 義明 委員

農地台帳に載せたものだけということ、後から管理されていない土地を農地台帳に載せることは可能でしょうか。

○事務局(小倉)

この制度は、農地として耕作したい、借りたいという申出があってから動き出すもので、仮に雑種地であっても農地として利用したいという事であれば可能性はあるのではないかと思います。

○14番 小堀 義明 委員

今日まわったなかで荒れた農地なども見てきたところで、これが相続放棄になったらとも感じたところであったのですが、これは耕作したいという人がいなければこの手続きは始まらないということですね。

わかりました。

○議長(七久保)

ほかにありますか、ないようですので、採決に入ります。

議案第9号について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第9号については、原案どおり承認されました。

議案第10号 耕作放棄地の非農地通知書交付について

《議案10-1》

○議長(七久保)

次に、議案第10号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供します。

番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第10号番号1番について、朗読して説明。)

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○6番 片岡 純雄 委員

案内図10-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

写真のとおり状況なので復元するのは難しい状態です。

18日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地確認しましたが非農地通知書をだすのは問題ないと考えます。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第10号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第10号 番号1番については、原案どおり承認されました。

議案第11号 さくら市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について

≪議案11≫

○議長(七久保)

次に、議案第11号「さくら市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の推薦について」を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(説明。)

さくら市農地利用最適化推進委員の任期が令和8年7月19日をもって満了となるため、令和8年7月20日からの委員につきまして、応募受付を行いましたところ、募集人員27地区28名に対し、定数どおりの応募がありました。

つきましては、「さくら市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会規程」に基づき、選考委員会を設置して、候補者が適任であるかを含め選考することになります。

なお、選考委員会は、「さくら市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会規程第3条」により6名以内の委員で構成され、同条第2項により「委員は、農業委員会委員の中から互選したものとし、農業委員会が委嘱する。」こととなっておりますので、選考委員会を組織するにあたりまして、委員6名以内を推薦していただきますよう、お諮りいたします。

なお、選考委員会につきましては、5月総会終了後を予定しております。以上です。

○議長(七久保)

ただいま、事務局より説明がありましたが、どのような方法で選出したらよいか、お諮りいたします。

○8番 関 誠 委員

6名ということで、会長、職務代理者、各調査会の委員長の6名でいかがでしょうか。

○議長(七久保)

ただいま 関 委員より、会長、職務代理者、各調査会の委員長の6名でどうか、という意見が出ましたが、ほかの意見はございますか。

【意見なし】

○議長(七久保)

ほかに意見がありませんので、会長、職務代理者、各調査会の委員長の6名を選考委員としてよろしいでしょうか。賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、選考委員として、会長、職務代理者、各調査会の委員長の6名とすることに決しました。よろしく願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

《報告第1号、2号》

○議長(七久保)

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号6番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号7番はお目通しを願います。

○議長(七久保)

本日の議題はすべて終了しました。

以上を持ちまして、さくら市農業委員会4月定例総会を閉会いたします。

閉会時間（午後3時5分）